

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月）午後3時10分～午後3時30分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6・7
3. 出席委員 （13名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	西川 達也	8	弓場 一郎	1	安井 進
2	小川 隆興	9	藤岡 秀信	2	鬼頭 淳悟
3	前田 全計	10	奥本 正嗣	3	松村 謙三
4	鷺山 久雄	11	本郷 保則	4	米田 博明
5	吉井己容子	12	吉岡 重治		
6	梅田 昌宏	13	中江 彰		
7	上田美加子				

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 専決処分 of 報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村岡 司朗 農地係長 松村 高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から定例委員会を開催致します。
本日は、委員13名出席で、総会が成立することを報告致します。また、推進委員の方も全員出席いただいています。

（会長あいさつ）

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしの声がありましたので、本日の議事録署名委員に11番、本郷委員さんと12番、吉岡委員さんのお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の村岡局長、松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。
まず、議第1号を議題と致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。
本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転でございます。
番号1番 申請地、中今里町299番1（畑）624㎡、中今里町299番4
（畑）109㎡ 中今里町303番1（畑）1,090㎡ 中今里町303番2
（畑）198㎡ 中今里町304番305番合併（畑）707㎡
中今里町325番1（畑）317㎡ 中今里町329番（畑）707㎡
譲受人、譲渡人は表記のとおりです。親子関係になります。贈与による所有権の
移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。
譲受人の耕作地面積は、譲渡人世帯の面積となり4,108㎡と下限面積は満たし
ております。

場所は、調査順序表第2番目、クリーンセンターより■■■に約200mのところ
であります。

番号2番 申請地、大字吉井 109番1 （田）現況（畑）、443㎡、
譲受人、譲渡人は表記のとおりです。こちらも親子関係になります。
贈与による所有権の移転で、申請理由は、後継者育成のためでございます。
譲受人の耕作地面積は、譲渡人の世帯の面積となり5,874㎡と下限面積は満た
しております。

場所は、調査順序表第3番目、天満保育所より■■へ約40mのところでありま
す。
以上、議第1号につきましては、2件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備
致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条
第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、すべての農地
を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、譲受人、
又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事者の人数や日数から
見て、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況、又は管理状況から、
今回取得する農地も含めて今後も引き続き効率的に利用することが見込まれます
ので、支障がないものと判断致します。

次に、権利の取得後に耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につ
いては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からも、
譲受人は、取得後も従前同様に農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件、また農業上の総合的利用につきましても、いず
れも従来のとおり支障がないものと考えます。以上、今回の案件につきましては、農
地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと
判断致します。

ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご
意見、ご質問等ございませんか。

2 番 譲受人の方は■■■にお住まいですが、農業従事することは可能ですか。

推 2 番 譲受人の方は、毎週実家に帰って来られていて現在も農業に携わっておられますので、今後は中心となって農業経営を行われるようになると思います。

議 長 他に質問などありませんか。

(なしの声有り)

議 長 他にないようですので採決致します。

それでは、議第 1 号、農地法第 3 条第 1 項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 1 号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第 2 号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第 2 号、農地法第 5 条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買により所有権移転を行い、農地以外に転用するための申請でございます。

番号 1 番、申請地、大字奥田 3 8 2 番 1 (田) 1, 2 5 5 m² 譲受人、譲渡人は表記のとおりです。申請地は、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅 (3 戸) への転用申請でございます。場所は、調査順序表第 1 番目、奥田弁天池より■■■に約 2 5 0 mのところ です。

以上、議第 2 号につきましては 1 件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりました。続いて農地部会長からの審議結果報告をお願いいたします。

部会長 総会前に現地調査を行い、部会にて審議しましたので、その報告をいたします。

番号 1 番 ■■■■■さんの申請です。現況は休耕されておりました。

周囲の状況は、北側が道路、南側は里道、東側は宅地、西側は宅地と農地です。土砂の流出のないよう勾配をつけ造成されます。隣接農地の方や、奥田水利組合の同意は得られています。汚水は浄化槽を設け、薄いととも北側水路に排水されます。周辺への被害はないものと思われます。

以上、農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、事務局から農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について説明をお願いします。

事務局 農地区分につきましては、申請地の周辺は街区を形成しており、第 3 種農地に該当いたします。まず、資力、及び信用につきましては、すべて自己資金により建築する計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの現実性の点につきましては、許可後より着手し、4 ケ月で完成ということですので現実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。以上、ご審議よろしくをお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第 2 号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長

ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。

それでは続いて、議第3号を議題と致しますが、この案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(中江委員 退出)

議 長

それでは事務局より説明願います。

事務局

議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。

農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は表記のとおりです。

利用権を設定する農地、大字根成柿178番5 (田) 502㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は市の公告日の翌日より令和7年5月31日までの約3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は表記のとおりです。

利用権を設定する農地、大字曾大根374番1 (田) 1,687㎡、

利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、借賃は表記のとおりで、期間は市の公告日の翌日より令和7年6月30日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第3号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長

ご質問などがないようですので、採決致します。

それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第3号につきましては、農業振興課に対し原案のとおり承認

した旨の回答をすることに決定致します。

次の議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

(中江委員、入室、着席)

議 長 続いて、議第4号を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 議第4号その他の1番、専決処分 of 報告について報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和4年5月26日から令和4年6月27日までの届出分でございます。

番号1番 転用届出地、東三倉堂町341番2(田)330㎡、
譲受人、譲渡人は表記のとおりです。転用目的は、分譲住宅で、売買による所有権移転でございます。令和4年6月21日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので、報告第1号を終わります。

確認委員の鬼頭委員さんは、大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。次に議第4号、その他の1番、報告第2号を議題と致します。
それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第4号その他3番、専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等(施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設)の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、大字神楽299番10(田)45㎡、譲渡人は表記のとおりです。転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては、1件の通知でございます。

議 長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。それではこれで7月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎 印

署名委員 本 郷 保 則 印

署名委員 吉 岡 重 治 印